

令和 7 年度青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業費補助金

対象事業所	青森県内に事業所が所在する事業者で構成される事業者グループ ※ 申請を行う事業者グループの代表者は、介護事業所等を運営する法人とし、事業者グループには、介護事業所の他、老人福祉法に定める施設・事業所、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所、児童福祉法に定める指導福祉サービス事業所等のサービスののみを提供する法人が運営する事業者を含めてもよい。
対象事業	小規模法人（1 法人当たり 1 事業所のみを運営するような法人等）を 1 以上含む、複数の法人により構成される事業者グループが協働し、経営の安定化に向けた協働化・大規模化等による職場環境の改善を図る事業
補助対象経費	事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する各種取組を実施する際に必要な経費 ・ 合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信 ・ 共同送迎の実施に向けた調査等 ・ 共同発注による福利厚生の実施や職場環境改善等、従業員の職場定着や職場の魅力向上に資する取組費 ・ 合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成 ・ 人事管理や給与制度、福祉厚生等のシステム・制度の共通化 ・ 加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化 ・ 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等 ・ 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備（通信費は対象外） ・ 協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備（事業所車両の購入費は対象外） ・ 経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援 ・ その他本事業の目的を達成するため、県が必要と認める取組
補助率	4 / 5 ※ 補助基準額は、事業者グループを構成する法人数 1 につき 1,200 千円。訪問介護事業所を経営する法人の場合は 300 千円加算。構成する法人数に制限はありませんが、1 事業者グループあたり最大 12,000 千円が上限となります。
申請受付期間	令和 7 年 9 月 3 0 日（火）【必着】 ※申請を希望される場合は、申請前に下記あて御連絡ください。

補助要件、様式等の詳細については、下記 URL にてご確認ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kaigo-collaboration.html>

青森県庁ホームページ：

青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業費補助金



【担当】青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課 介護事業者グループ
 電話：017-734-9299 FAX：017-734-8090
 メール：kaigo_todokede@pref.aomori.lg.jp